

コンビニエンスストア

ドラッグストア

100円ショップ

診療所

飲食店

事務所

など

以下の条件を満たす居室で誘導灯の代わりに「高輝度蓄光式誘導標識」の設置が可能になりました。

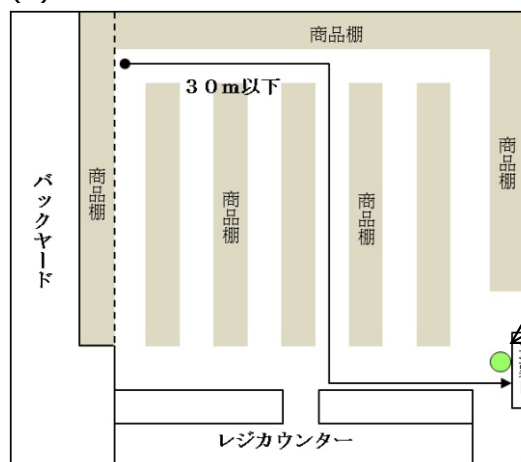
- イ 屋内から直接地上へ通じる出入口があること。
- ロ 居室の各部分から避難口までの歩行距離が30メートル以下で、見通しが良いこと。
- ハ 「高輝度蓄光式誘導標識」が消防庁長官の定めるところにより設置されていること。

※ 消防庁長官が定めるところとは、蓄光式誘導標識に関する次の①から④の事項

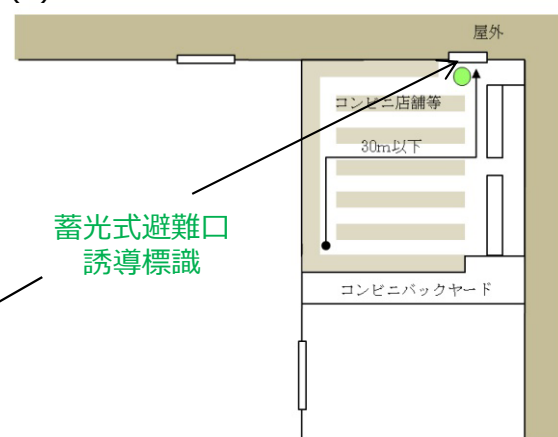
- ① 「高輝度蓄光式誘導標識」とすること。
- ② 避難口の上部またはその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- ③ 性能を保持するために必要な照度が採光または照明により確保されている箇所に設けること。
- ④ 周囲には、蓄光式誘導標識と紛らわしいまたは蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

蓄光式誘導標識等の設置イメージ

(a)単独建屋の場合



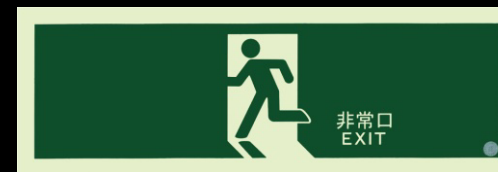
(b)防火対象物の一部に当該居室が存する場合



対象製品：高輝度蓄光式避難口誘導標識



設置に関しては、各自治体消防署により見解が異なる場合がありますので所轄の消防署にご相談ください。



カラオケボックス

個室ビデオ店

インターネットカフェ

複合カフェ

など

個室型店舗等の廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な箇所に通路誘導灯を設けることが必要になりましたが、消防庁長官の定めるところにより、床面又はその直近の箇所に蓄光式誘導標識を設置した場合は、通路誘導灯の設置が免除になります。

床面又はその直近の箇所とは？

床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所

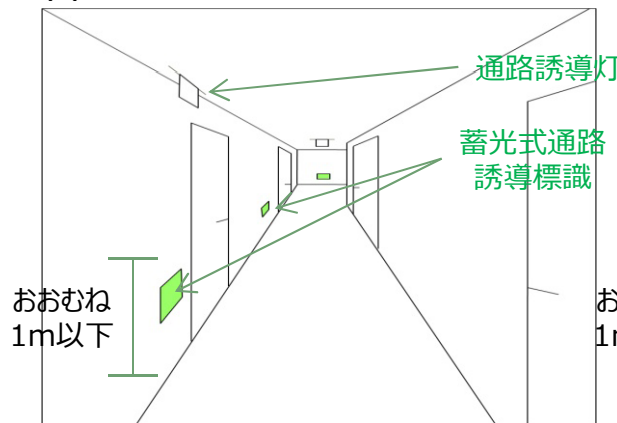
※ 消防庁長官が定めるところとは、蓄光式誘導標識に関する次の①から⑤の事項

- ① 「高輝度蓄光式誘導標識」とすること。
- ② 床面又はその直近の箇所に設けること。
- ③ 廊下及び通路の各部分から①の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
- ④ 性能を保持するために必要な照度が採光または照明により確保されている箇所に設けること。
- ⑤ 周囲には、蓄光式誘導標識と紛らわしいまたは蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

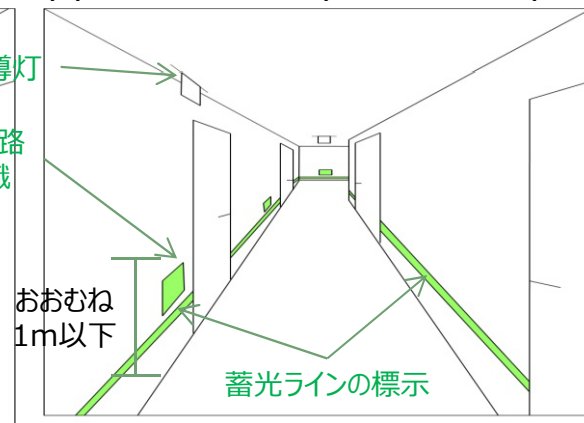
※ ただし、通路の床面や壁面に避難する方向に沿って高輝度蓄光テープをライン上に標示した場合は、照度不足の場合でも代替が可能です。

蓄光式誘導標識等の設置イメージ

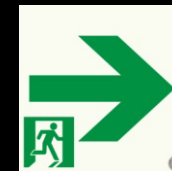
(a) 通路誘導灯の補完



(b) 通路誘導灯の補完(照度不足の場合)



対象製品：高輝度蓄光式通路誘導標識・テープ



大規模建物

高層ビル

地下駅舎

地下街

など

誘導灯の非常電源の容量を60分間(以下「60分対応誘導灯」といいます。)とする防火対象物の要件が拡大されましたが、消防庁長官の定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている通路誘導灯は、60分対応誘導灯の設置が不要(20分間作動の既存誘導灯で可)です。

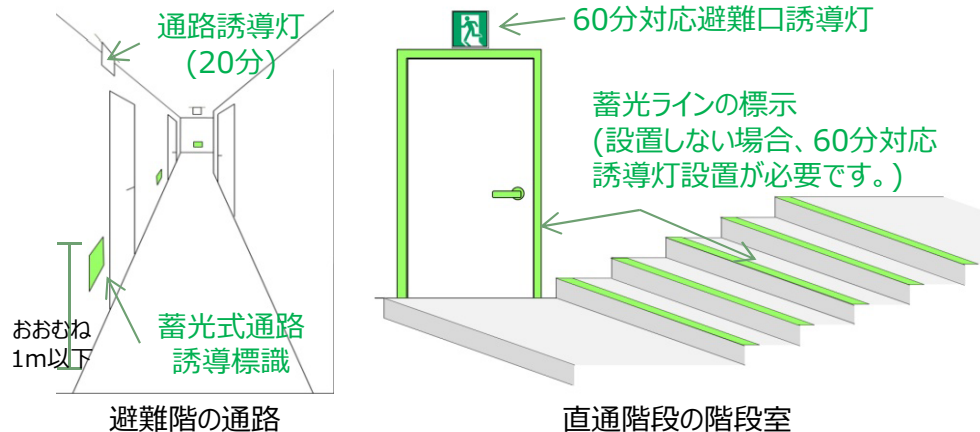
※ 誘導灯の非常電源の容量が60分間必要な防火対象物

- ① 延べ床面積50,000㎡以上
- ② 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ床面積10,000㎡以上
- ③ 地下街で延べ床面積1,000㎡以上
- ④ 乗降場が地階にあるもの(地下駅舎)のうち、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの

※ ただし、通路の床面や壁面に避難する方向に沿って高輝度蓄光テープをライン上に標示した場合と階段等の踏み面において端部の位置を示すように標示を行った場合は、照度不足の場合でも代替が可能です。

蓄光式誘導標識等の設置イメージ

(a)大規模・高層対象物の場合



(b)地下駅舎の場合

